

## 期日前投票

郵送された入場券をご持参の上、以下の期日前投票所にお越しください。

※期日前投票所に置いてある宣誓書の記載が必要となります。

入場券がなくても投票できますが、本人確認を行います。入場券を持参いただくと、受付をスムーズに行うことができます。

次の期日前投票所において投票することができます。

場 所	期 間	時 間
大熊町役場 会津若松出張所	11月11日(金)～11月19日(土)	午前8時30分～午後8時
大熊町役場 いわき連絡事務所		

## 不在者投票

県外の市区町村でもできます！

○期 間 11月11日(金)～11月19日(土)

○時 間

- ・福島県内：午前8時30分から午後8時まで（土曜日・日曜日でもできます）
- ・福島県以外：投票する市区町村で選挙が行われていない場合  
→ 通常、平日の午前8時30分から午後5時まで  
投票する市区町村で選挙が行われている場合  
→ 平日休日を問わず午前8時30分から午後8時まで

○場 所

滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会。

※ 詳しくは滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会にご確認ください。

○手続き

### ① 投票用紙等を請求する

同封されている「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、「不在者投票請求返信用封筒」に入れて、郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※ 8月10日以降に県内の他市町村に住所を移した方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」が必要になりますので、あらかじめ市町村で交付を受けてください。



### ② 投票用紙等を受け取る

郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

- ・不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- ・自宅で投票用紙に記載しないでください。

**【注意!!!】**  
証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。



### ③ 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

※ 滞在地の市区町村から大熊町に投票済の投票用紙を送る必要があるため、

**余裕を持って早めの投票をお願いします。**